

葛飾区
子ども・子育て支援事業計画
中間見直し計画

平成 29 年度～平成 31 年度

目 次

第1章 計画の見直しについて.....	1
1. 子ども・子育て支援事業計画とは.....	1
2. 中間見直し計画と期間について.....	1
3. 策定体制.....	2
第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況.....	3
（1）総人口及び乳幼児人口の推移（実績）.....	3
（2）中間見直し計画における0～5歳の推計人口.....	4
（3）教育・保育施設数等（平成29年4月1日現在）.....	5
（4）保育施設一覧（平成30年4月1日見込み）.....	6
（5）教育・保育施設の利用の推移.....	7
（6）待機児童数と年齢別内訳.....	8
第3章 量の見込み及び確保方策.....	9
1. 見直しの範囲について.....	9
2. 教育・保育提供区域.....	10
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	11
（1）中間見直し計画における教育・保育の確保方策の概要.....	11
（2）教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）.....	12
（3）保育利用に係る量の見込みと確保方策（4区域別）.....	13
4. 幼稚園の預かり保育について.....	17
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	18
（1）地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要.....	18
（2）地域子ども・子育て支援事業の需給計画（確保方策）.....	19
6. 子ども・子育て会議での意見等.....	28
参考資料.....	29
1. 中間見直し計画の策定経過.....	30
2. 子ども・子育て会議.....	31
（1）設置条例.....	31
（2）委員名簿.....	32

第1章 計画の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の規定に基づく「市町村整備計画」を内包する計画として、平成 27 年 3 月に制定されました。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

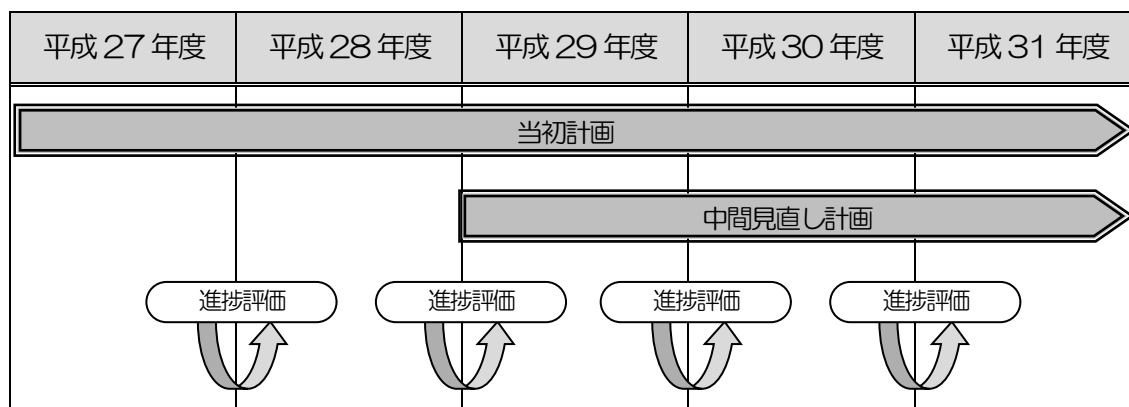
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2. 中間見直し計画と期間について

本計画は、5 年を 1 期とし、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間としていますが、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討することとしています。

昨今、保護者の就労形態の多様化や社会環境の変化、子どもの教育・保育の供給体制の変化に伴い、本区でも当初の事業計画に定める量の見込みから乖離が見られたため、これまでの実績を基に計画を見直すこととしました。

これにより、保育需要の確保を確実なものとし、喫緊の課題である待機児童問題の解消を目指していきます。



3. 策定体制

当初計画の策定にあたっては、区長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「葛飾区子ども・子育て会議」にて検討を実施しました。

中間見直し計画についても、「葛飾区子ども・子育て会議」による議論を経て策定しました。

第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況

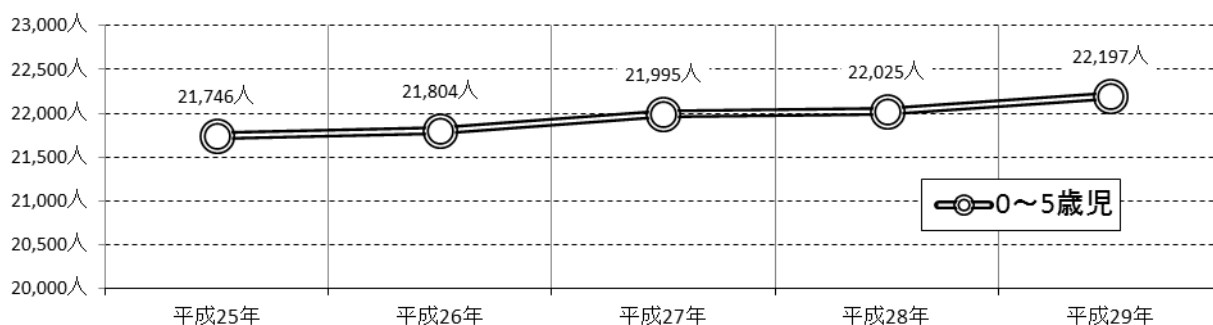
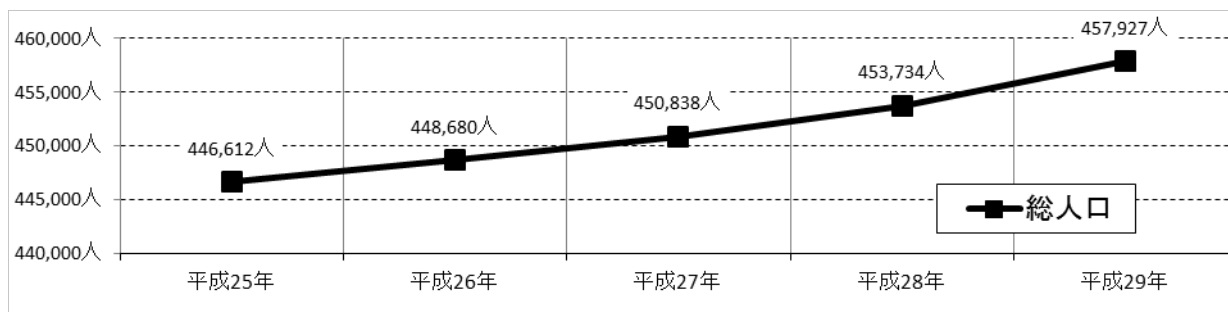
1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況

当初計画：4頁

(1) 総人口及び乳幼児人口の推移（実績）

本区の総人口は平成25年以降増加傾向となり、平成29年は457,927人となっています。

また、0～5歳児人口は平成19年以降2.2万人を下回っていましたが、平成28年以降2.2万人を上回っており、平成29年は22,197人となっています。



年次	総人口	乳幼児(0～5歳児)人口							
		総人口に占める割合	0～5歳児の計	内訳					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成25年	446,612人	4.87%	21,746人	3,576人	3,599人	3,639人	3,669人	3,632人	3,631人
平成26年	448,680人	4.86%	21,804人	3,619人	3,682人	3,607人	3,624人	3,657人	3,615人
平成27年	450,838人	4.88%	21,995人	3,702人	3,744人	3,670人	3,594人	3,633人	3,652人
平成28年	453,734人	4.85%	22,025人	3,655人	3,799人	3,728人	3,624人	3,602人	3,617人
平成29年	457,927人	4.85%	22,197人	3,691人	3,766人	3,779人	3,728人	3,629人	3,604人

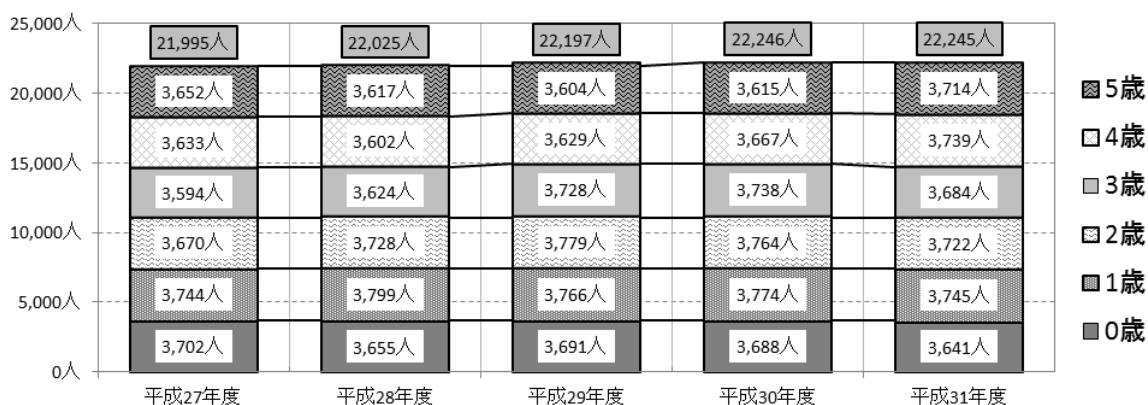
※各年4月1日現在 ※人口には外国人住民含む

(2) 中間見直し計画における0～5歳の推計人口

当初計画：6頁

当初計画における平成27年度から平成31年度までの0～5歳の推計人口は、2万人以上で推移しながら減少し、平成31年度には2.1万人を割り込むものと推計していました。

平成29年度までの実績を加味した上での、中間見直し計画における平成30年度、平成31年度の0～5歳の推計人口は、2.2万人以上を保ちながらほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



年齢	実績			計画	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	3,702人	3,655人	3,691人	3,688人	3,641人
1歳	3,744人	3,799人	3,766人	3,774人	3,745人
2歳	3,670人	3,728人	3,779人	3,764人	3,722人
3歳	3,594人	3,624人	3,728人	3,738人	3,684人
4歳	3,633人	3,602人	3,629人	3,667人	3,739人
5歳	3,652人	3,617人	3,604人	3,615人	3,714人
計	21,995人	22,025人	22,197人	22,246人	22,245人

※平成30年度、31年度の値は、計画時の手法に加え「葛飾区人口ビジョン」を加味した推計値

(3) 教育・保育施設数等（平成29年4月1日現在）

当初計画：7頁

区内の教育・保育施設の施設数及び定員数等は以下のとおりです。

保育所の場合、満3歳未満では定員数以上の在籍数となっている傾向が、当初計画策定時から継続しています。また、満3歳以上では在籍数が定員数を下回っていますが、小規模保育事業等等の設置を進めた結果、2歳児と3歳児の定員の差が少なくなっています。

		合計	満3歳未満	満3歳以上	施設数
幼稚園	定員数	6,524人	/	6,524人	28か所
	在籍数	5,335人		5,335人	
保育所	定員数	9,982人	4,007人	5,975人	99か所
	在籍数	9,540人	4,095人	5,445人	
認定こども園	定員数	352人	136人	216人	4か所
	在籍数	339人	134人	205人	
家庭的保育事業	定員数	96人	96人	/	25か所
	在籍数	88人	88人		
小規模保育事業	定員数	176人	176人	/	10か所
	在籍数	155人	155人		
認証保育所	定員数	353人	267人	86人	11か所
	在籍数	347人	252人	95人	
合計	定員数	17,483人	4,682人	12,801人	/
	在籍数	15,804人	4,724人	11,080人	

※数値は、公立・私立の合計（公立の予約入園を含む）

※幼稚園の定員数及び在籍数は、平成29年5月1日現在

※幼稚園の在籍数は、満3歳以上児で、区外在住者を含む

※保育所分園は、施設数には含まず、定員数及び在籍数にはそれぞれ含む

※保育所・認証保育所の在籍数は、定員弾力化後の数

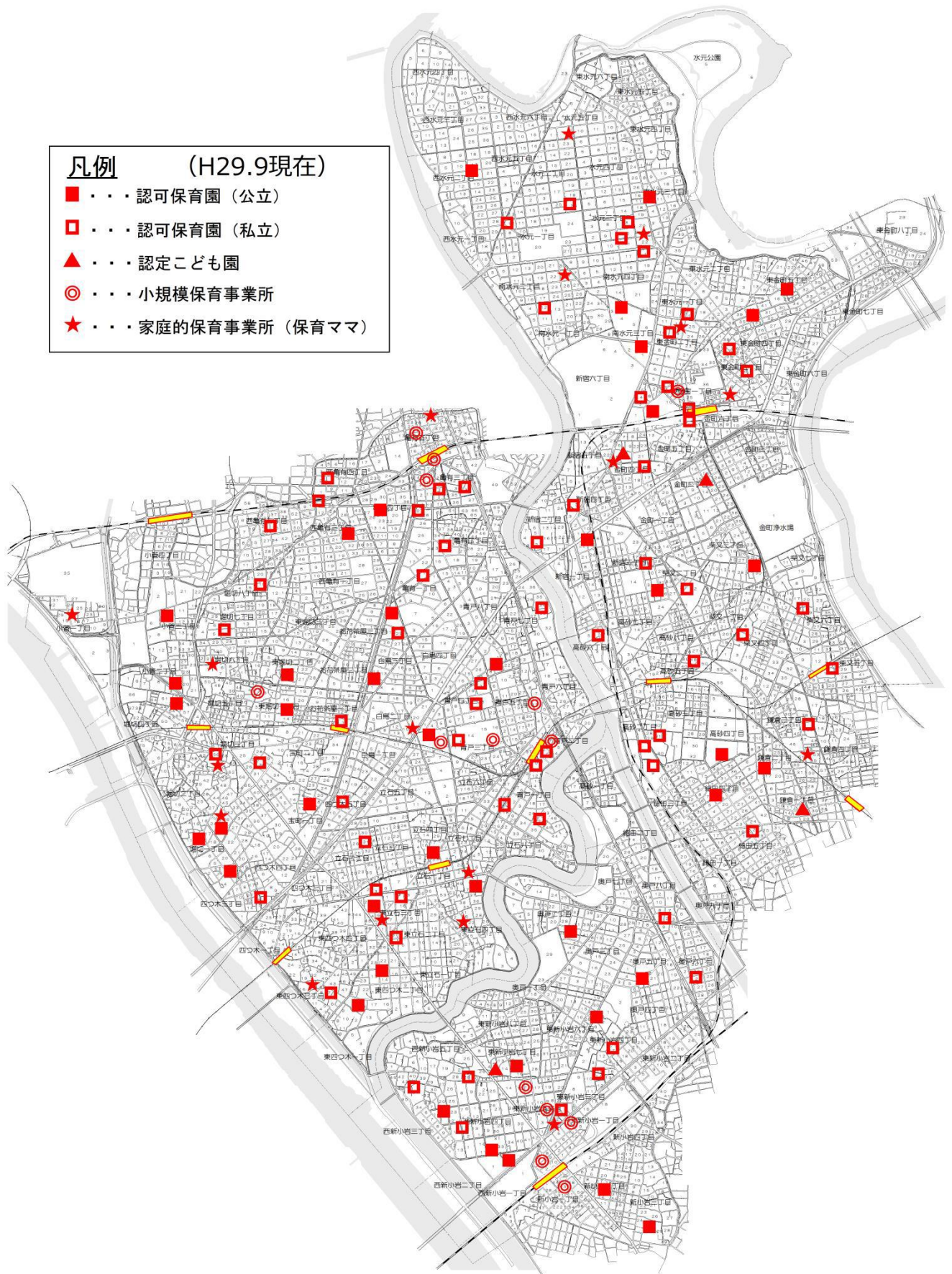
※保育所・認証保育所の在籍数は、区外在住者を含む

※認定こども園の1号認定の定員数・在籍数は、幼稚園に含む

【年齢別定員数の推移】

年次	定員数		
	2歳児(A)	3歳児(B)	(B)/(A)%
平成25年度	1,588人	1,735人	109.3%
平成26年度	1,648人	1,783人	108.2%
平成27年度	1,754人	1,878人	107.1%
平成28年度	1,848人	1,982人	107.3%
平成29年度	1,973人	2,067人	104.8%

(4) 保育施設一覽 (平成30年4月1日見込み)

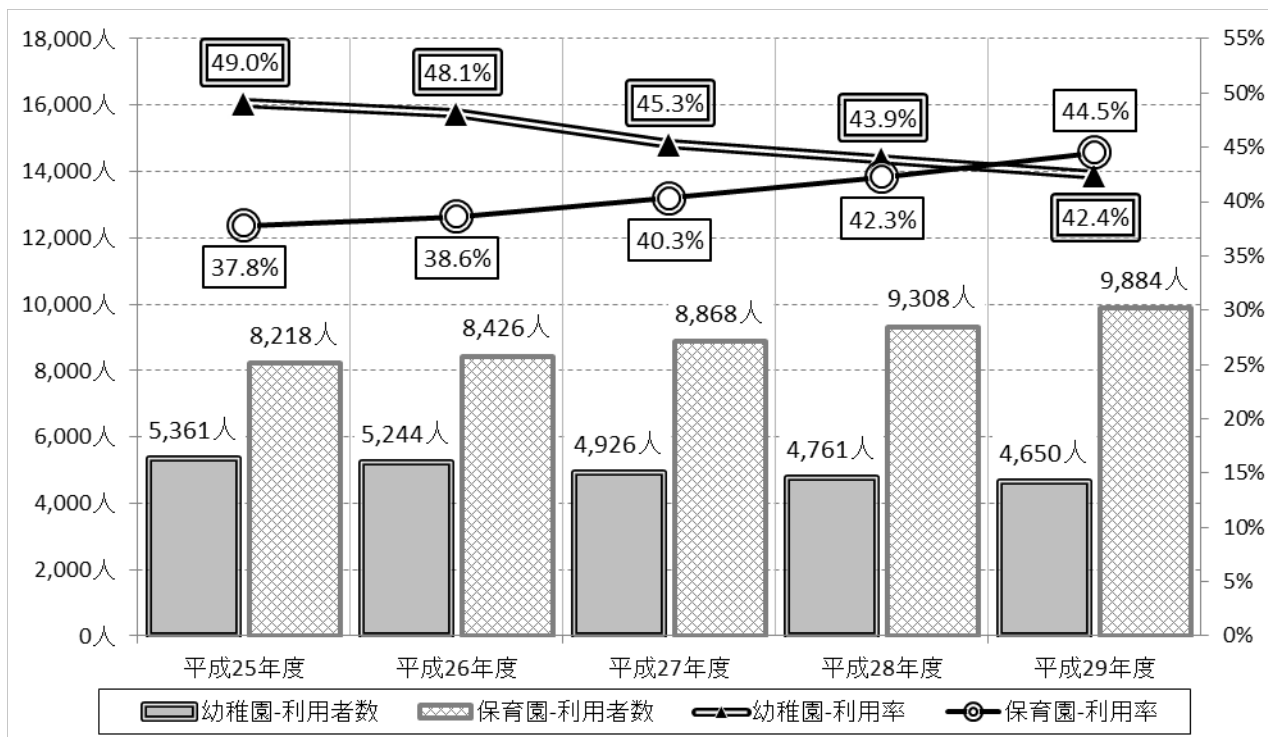


(5) 教育・保育施設の利用の推移

当初計画：8頁

区内の教育・保育施設の利用の推移を見ると、幼稚園の利用者数はやや減少傾向を示しているのに対して、保育所の利用者数は増加傾向を示しています。

平成29年度の利用率は、幼稚園は42.4%に減少し、保育所は44.5%に増加しています。



年次	幼稚園			保育所			待機児童数
	満3～5歳児人口	利用者数	利用率	満0～5歳児人口	利用者数	利用率	
平成25年度	10,932人	5,361人	49.0%	21,746人	8,218人	37.8%	38人
平成26年度	10,896人	5,244人	48.1%	21,804人	8,426人	38.6%	111人
平成27年度	10,879人	4,926人	45.3%	21,995人	8,868人	40.3%	252人
平成28年度	10,843人	4,761人	43.9%	22,025人	9,308人	42.3%	106人
平成29年度	10,961人	4,650人	42.4%	22,197人	9,884人	44.5%	76人

【幼稚園】

※利用者数は、各年5月1日現在

※利用者数は、区内在住の満3歳以上児で、区内又は区外の幼稚園を利用している者の合計

※認定こども園を構成する幼稚園を含む

【保育所】

※利用者数は、各年4月1日現在

※利用者数は、区内在住の0～5歳児で、区内又は区外の保育所を利用している者の合計

※認定こども園を構成する保育所を含む

【共通】

※平成29年度の利用者数は、速報値を含む

(6) 待機児童数と年齢別内訳

区内の待機児童数の推移は、平成 27 年度以降減少傾向を示しており、平成 29 年度には 76 人となりました。

一方、3 歳児以上の待機児童は、平成 26 年度以降どの地域でも生じていませんでしたが、平成 29 年度には北部地域にて 15 人（3 歳児）生じています。

年次	待機児童数	内訳					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成25年度	38人		30人	6人	2人		
平成26年度	111人	16人	65人	30人			
平成27年度	252人	12人	195人	45人			
平成28年度	106人	11人	92人	3人			
平成29年度	76人	18人	32人	11人	15人		

【平成 29 年度 4 月 1 日時点の待機児童数（地域別）】

年次	待機児童数	内訳					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
東部							
西部	3人		3人				
南部	55人	17人	28人	10人			
北部	18人	1人	1人	1人	15人		
合計	76人	18人	32人	11人	15人		

第3章 量の見込み及び確保方策

1. 見直しの範囲について

当初計画：76 頁

今回の見直しでは、子ども・子育て会議及び作業部会にて見直しの範囲を検討し、以下の内容を見直すこととしました。

①幼稚園や保育所などに関する需給計画

(提供エリア内の利用見込みとそれに対する定員を確保する計画)

当初計画では「教育・保育提供区域（東部・西部・南部・北部）」ごとに、幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）、小規模保育事業や保育ママ（地域型保育事業）などの「利用見込み数」（「量の見込み」）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所などの定員を確保していくための計画（「確保方策」）を定めました。

今回の見直しでは、今後の計画期間の「推計人口」とともに、「量の見込み」と「確保方策」について、計画策定時と同様の「教育・保育提供区域」ごとに、区内全域を見直しました。

②「子育てひろば事業」などの地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

(提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画)

地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業をいいます。

今回、下線の事業について、当初計画で定めた量の見込みを満たす「確保方策（数値目標）」を見直しました。

また数値目標だけでなく、実施内容等の質的な面にも着目し、一部の事業について「取組の方向」も見直しました。

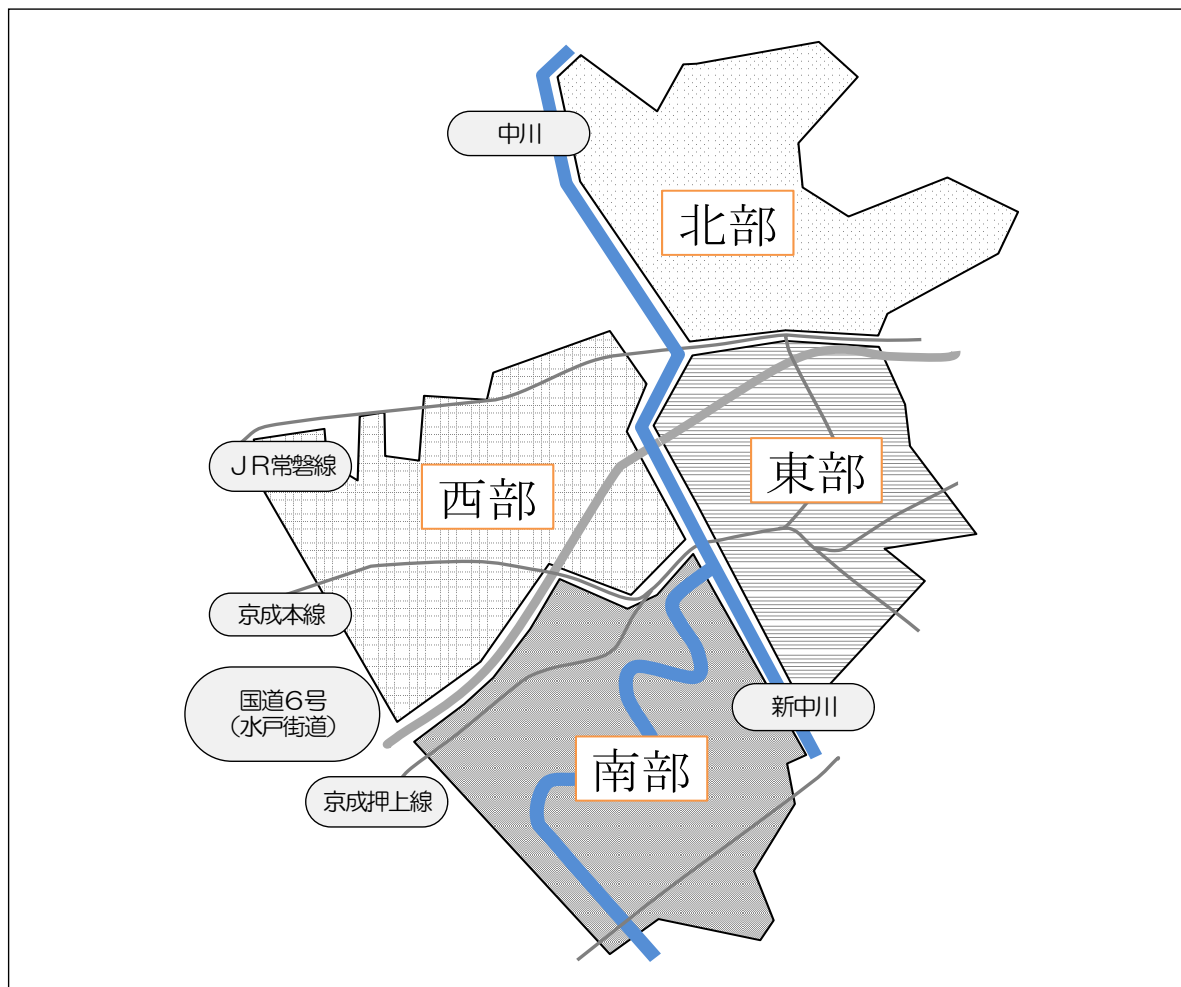
①利用者支援事業	⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・ヘルプ・センター事業）
②時間外保育事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	⑩養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	⑪妊婦健康診査事業
⑤地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥一時預かり事業	⑬多様な主体の参入促進事業
⑦病児・病後児保育事業	

2. 教育・保育提供区域

当初計画：78～79頁

本計画において、保育（2号及び3号認定）に係る「教育・保育提供区域」は、東部、西部、南部、北部の「4区域」、また、地域子ども・子育て支援事業に係る区域については、本区全域の「1区域」としています。

【教育・保育提供区域（1号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸9丁目/鎌倉1～4丁目/金町1～6丁目/高砂2～8丁目/ 細田1・3～5丁目/柴又1～7丁目/新宿1～5丁目
西部地域	お花茶屋1～3丁目/亀有1～5丁目/四つ木3～5丁目/ 小菅1～4丁目/西亀有1～4丁目/青戸3～8丁目/東堀切1～3丁目/ 白鳥1～4丁目/宝町1・2丁目/堀切1～8丁目
南部地域	奥戸1～8丁目/高砂1丁目/細田2丁目/四つ木1・2丁目/ 新小岩1～4丁目/西新小岩1～5丁目/青戸1・2丁目/ 東四つ木1～4丁目/東新小岩1～8丁目/東立石1～4丁目/ 立石1～8丁目
北部地域	新宿6丁目/水元1～5丁目/西水元1～6丁目/東金町1～8丁目/ 東水元1～6丁目/南水元1～4丁目

3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

当初計画：81 頁

(1) 中間見直し計画における教育・保育の確保方策の概要

確保方策(定員)		区域	計画開始時 (当初計画)	計画開始時 (27.41 実績)	平成 29 年度 (当初計画)	平成 29 年度 (30.4.1 見込み)	平成 31 年度 (見直し計画)	当初計画 からの差
1	教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	9,284 人	9,284 人	9,885 人	10,780 人	11,350 人	1,465 人
		東部	2,195 人	2,195 人	2,195 人	2,551 人	2,551 人	356 人
		西部	2,821 人	2,821 人	3,034 人	3,205 人	3,325 人	291 人
		南部	2,403 人	2,403 人	2,791 人	3,116 人	3,326 人	535 人
		北部	1,865 人	1,865 人	1,865 人	1,908 人	2,148 人	283 人
2	地域型保育事業 (小規模保育事業、 家庭的保育事業等)	区全域	157 人	154 人	801 人	335 人	487 人	-314 人
		東部	9 人	6 人	9 人	6 人	6 人	-3 人
		西部	41 人	41 人	300 人	156 人	194 人	-106 人
		南部	59 人	59 人	335 人	130 人	206 人	-129 人
		北部	48 人	48 人	157 人	43 人	81 人	-76 人
3	その他 (認証保育所)	区全域	427 人	430 人	427 人	322 人	322 人	-105 人
		東部	101 人	101 人	101 人	62 人	62 人	-39 人
		西部	209 人	209 人	209 人	210 人	210 人	1 人
		南部	117 人	120 人	117 人	50 人	50 人	-67 人
		北部	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計		区全域	9,868 人	9,868 人	11,113 人	11,437 人	12,159 人	1,046 人
整備率 (0~5 歳人口/定員)			46%	45%	52%	52%	55%	

(2) 教育・保育の需給計画（量の見込みと確保方策）

当初計画：82頁

総括表（区全域）

支給認定区分	第1号		第2号		第3号	
	満3歳以上		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢					1歳・2歳	0歳
【見直し】 平成29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,958人	4,150人	1,156人
		5,526人		11,264人		
確保方策	教育・保育施設	1,674人		6,438人	3,389人	953人
	地域型保育事業				272人	63人
	その他	4,895人		71人	198人	53人
確保合計		6,569人		6,509人	3,859人	1,069人
				11,437人		
【見直し】 平成30年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,958人	4,150人	1,156人
		5,526人		11,264人		
確保方策	教育・保育施設	1,674人		6,580人	3,483人	1,000人
	地域型保育事業				323人	87人
	その他	4,895人		71人	198人	53人
確保合計		6,569人		6,651人	4,004人	1,140人
				11,795人		
【見直し】 平成31年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	教育	保育	保育	保育
		3,753人	1,773人	5,958人	4,150人	1,156人
		5,526人		11,264人		
確保方策	教育・保育施設	1,674人		6,723人	3,579人	1,048人
	地域型保育事業				376人	111人
	その他	4,895人		71人	198人	53人
確保合計		6,569人		6,794人	4,153人	1,212人
				12,159人		

見直し計画期間

(3) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（4区域別）

当初計画：86～93頁

東部地域

見直し計画期間	【見直し】	平成29年度	支給認定区分		第2号		第3号					
			年 齢		満3歳以上		満3歳未満					
							1歳・2歳	0歳				
					教育	保育	保育	保育				
			必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,212人	866人	227人	2,305人			
			確保 方策	教育・保育施設		1,507人	822人	222人				
				地域型保育事業			4人	2人				
				その他		13人	43人	6人				
			確保合計			1,520人	869人	230人	2,619人			
									2,619人			
			【見直し】	平成30年度	支給認定区分		第2号		第3号			
					年 齢		満3歳以上		満3歳未満			
									1歳・2歳	0歳		
							教育	保育	保育	保育		
					必要利用定員総数 (量の見込み)		273人	1,212人	866人	227人	2,305人	
確保 方策	教育・保育施設				1,507人	822人	222人					
	地域型保育事業					4人	2人					
	その他				13人	43人	6人					
確保合計					1,520人	869人	230人	2,619人				
								2,619人				
【見直し】	平成31年度	支給認定区分			第2号		第3号					
		年 齢			満3歳以上		満3歳未満					
							1歳・2歳	0歳				
					教育	保育	保育	保育				
		必要利用定員総数 (量の見込み)			273人	1,212人	866人	227人	2,305人			
		確保 方策	教育・保育施設		1,507人	822人	222人					
			地域型保育事業			4人	2人					
			その他		13人	43人	6人					
		確保合計			1,520人	869人	230人	2,619人				
								2,619人				

西部地域

見直し計画期間

支給認定区分		第2号		第3号		
		満3歳以上		満3歳未満		
年 齢				1歳・2歳	0歳	
【見直し】	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育	
		640人	1,888人	1,336人	387人	
		3,611人				
平成29年度	確保 方策	教育・保育施設		1,892人	1,023人	290人
		地域型保育事業			128人	28人
		その他		53人	119人	38人
確保合計			1,945人	1,270人	356人	
		3,571人				

支給認定区分		第2号		第3号		
		満3歳以上		満3歳未満		
年 齢				1歳・2歳	0歳	
【見直し】	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育	
		640人	1,888人	1,336人	387人	
		3,611人				
平成30年度	確保 方策	教育・保育施設		1,922人	1,043人	300人
		地域型保育事業			141人	34人
		その他		53人	119人	38人
確保合計			1,975人	1,303人	372人	
		3,650人				

支給認定区分		第2号		第3号		
		満3歳以上		満3歳未満		
年 齢				1歳・2歳	0歳	
【見直し】	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育	
		640人	1,888人	1,336人	387人	
		3,611人				
平成31年度	確保 方策	教育・保育施設		1,952人	1,063人	310人
		地域型保育事業			154人	40人
		その他		53人	119人	38人
確保合計			2,005人	1,336人	388人	
		3,729人				

南部地域

見直し計画期間

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
【見直し】 平成29年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育
		438人	1,703人	1,212人	342人
		3,257人			
確保 方策	教育・保育施設		1,913人	948人	255人
	地域型保育事業			106人	24人
	その他		5人	36人	9人
確保合計			1,918人	1,090人	288人
		3,296人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
【見直し】 平成30年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育
		438人	1,703人	1,212人	342人
		3,257人			
確保 方策	教育・保育施設		1,965人	982人	272人
	地域型保育事業			132人	36人
	その他		5人	36人	9人
確保合計			1,970人	1,150人	317人
		3,437人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
【見直し】 平成31年度	必要利用定員総数 (量の見込み)	教育	保育	保育	保育
		438人	1,703人	1,212人	342人
		3,257人			
確保 方策	教育・保育施設		2,018人	1,018人	290人
	地域型保育事業			158人	48人
	その他		5人	36人	9人
確保合計			2,023人	1,212人	347人
		3,582人			

北部地域

見直し計画期間

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
【見直し】	平成29年度	教育	保育	保育	保育
		422人	1,155人	736人	200人
必要利用定員総数 (量の見込み)		2,091人			
確保 方策	教育・保育施設		1,126人	596人	186人
	地域型保育事業			34人	9人
	その他		0人	0人	0人
確保合計			1,126人	630人	195人
		1,951人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
【見直し】	平成30年度	教育	保育	保育	保育
		422人	1,155人	736人	200人
必要利用定員総数 (量の見込み)		2,091人			
確保 方策	教育・保育施設		1,186人	636人	206人
	地域型保育事業			46人	15人
	その他		0人	0人	0人
確保合計			1,186人	682人	221人
		2,089人			

支給認定区分		第2号		第3号	
		満3歳以上		満3歳未満	
年 齢				1歳・2歳	0歳
【見直し】	平成31年度	教育	保育	保育	保育
		422人	1,155人	736人	200人
必要利用定員総数 (量の見込み)		2,091人			
確保 方策	教育・保育施設		1,246人	676人	226人
	地域型保育事業			60人	21人
	その他		0人	0人	0人
確保合計			1,246人	736人	247人
		2,229人			

4. 幼稚園の預かり保育について

幼稚園の預かり保育とは、幼稚園在園児（認定こども園は 1 号認定こども）を対象とした、私立幼稚園や認定こども園の教育時間外に預かり保育を行う事業です。

本区では、全ての幼稚園・認定こども園にて預かり保育を行っておりますが、就労等により保育施設等の利用を希望する場合（2号認定こども）や、小規模保育事業所に通う利用者の 3 歳児以降の通園先（連携施設）として利用しやすい事業となるよう、事業者の協力を得ながら検討を行っています。

【幼稚園・認定こども園の預かり保育実施数】（平成 29 年 9 月 1 日現在）

年次	実施園	三季休業中の実施（内数）		
		夏季	冬季	春季
幼稚園	25園	22園	19園	18園
認定こども園	4園	4園	4園	4園
合計	29園	26園	23園	22園

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

当初計画：94 頁

事業名		目標単位	計画開始時	平成28年度 実績	平成31年度	増減
1	利用者支援事業	実施箇所	0	13	13	13
2	時間外保育事業	実施箇所	76	81	拡充	—
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	入会児童数	3,796	4,458	4,896	1,100
4	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	実施箇所	1	1	1	0
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	実施箇所	1	1	1	0
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	実施箇所	36	37	51	15
6	一時預かり事業(保育所等)	実施箇所	26	27	42	16
	一時預かり事業(幼稚園等)	実施箇所	29	29	29	0
7	病児・病後児保育事業	実施箇所	9	9	10～11	1～2
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	年間延べ利用人数	4,981	5,216	5,691	710
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	実施体制 (訪問指導員数)	21	21	23	2
10	養育支援訪問事業 (育児支援訪問事業)	実施箇所	4	4	5	1
11	妊婦健康診査事業	妊婦健診回数	14	14	14	0
		超音波検査回数	1	1	1	0
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業実施に向けて検討		実態等を踏まえ必要に応じて協議		
13	多様な主体の参入促進事業	事業実施に向けて検討		必要に応じて事業のあり方を検討		

※計画開始時の学童保育クラブ入会児童数は、平成26年4月1日現在

※計画開始時の子育て援助活動支援事業の年間延べ利用人数は、平成25年度実績

※平成28年度の数値は実績値

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（確保方策）

当初計画：95～96頁

事業名		実施時期(年度)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1	利用者支援事業	量の見込み	(か所)	利用状況等を踏まえて 4～8か所程度		利用状況等を踏まえて 13か所程度		
		確保方策	(か所)	利用状況等を踏まえて 4～8か所程度		利用状況等を踏まえて 13か所程度		
2	時間外保育事業	量の見込み	(人)	2,707	2,707	2,707	2,707	2,707
			(か所)	83	83	83	83	83
		確保方策	(か所)	76	81	施設整備にあわせて拡充		
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	量の見込み	(人)	4,896	4,896	4,896	4,896	4,896
		確保方策	(人)	4,320	4,458	(見直しなし)		
4	子育て短期支援事業	量の見込み	(延べ人数)	343	343	343	343	343
			確保方策	(延べ人数)	278	248	(見直しなし)	
			(か所)	1	1			
	トワイライトステイ事業	量の見込み	(延べ人数)	74	74	74	74	74
		確保方策	(延べ人数)	147	222	(見直しなし)		
			(か所)	1	1			
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	量の見込み	(延べ人数)	224,970	224,970	224,970	224,970	224,970
			(か所)	51	51	51	51	51
		確保方策	(か所)	36	37	(見直しなし)		
6	一時預かり事業	量の見込み	(延べ人数)	101,300	101,300	101,300	101,300	101,300
			確保方策	(延べ人数)	27,552	29,158	(見直しなし)	
			(か所)	25	27			
	幼稚園等	量の見込み	(延べ人数)	168,452	168,452	168,452	168,452	168,452
		確保方策	(延べ人数)	83,002	78,525	(見直しなし)		
			(か所)	29	29			

事業名		実施時期(年度)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	(延べ人数)	9,365	9,365	9,365	9,365	9,365	
		確保方策	(延べ人数)	1,710	2,129	(見直しなし)			
			(か所)	9	9	10~11			
8	子育て援助活動 支援事業	就学前児童預かり	量の見込み	(延べ人数)	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
		就学児童預かり	量の見込み	(延べ人数)	1,396	1,396	1,396	1,396	1,396
	(ファミリー・サポート・センター事業)	確保方策	(延べ人数)	5,323	5,216	(見直しなし)			
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問事業)	量の見込み	(人)	3,525	3,497	3,471	3,425	3,381	
		確保方策	(訪問指導員数)	21	21	23			
10	養育支援訪問事業 (育児支援訪問事業)	量の見込み	(延べ人数)	128	128	128	128	128	
			(か所)	4	4	4	4	4	
		確保方策	(か所)	4	4	5			
11	妊婦健康診査事業	量の見込み	(初回検診数)	3,811	3,780	3,752	3,703	3,666	
		確保方策	妊婦健診 (実施回数)	14	14	(見直しなし)			
			超音波検査 (実施回数)	1	1				
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保方策	(事業内容)	実態等を踏まえ必要に応じて協議					
13	多様な主体の参入促進事業	確保方策	(事業内容)	必要に応じて事業のあり方を検討					

※平成27年度、平成28年度の確保方策の数値は実績値

※量の見込みは当初計画の数値を記載

1) 利用者支援事業

新規

所管課：育成課・保育課・保健センター
当初計画：29頁

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行います。

【中間見直し後の取組の方向】

「ゆりかご葛飾（葛飾版ネウボラ事業）」の一環として、各保健センターや子育て支援拠点施設を中心とした地域ネットワークの構築や、妊娠期から子育て期にわたるまでの保護者を対象にした母子保健相談事業の強化等、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、「寄り添う支援」の実施を進めます。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
当初計画	4～8か所（利用状況等を踏まえて）
見直し後	13か所程度（利用状況等を踏まえて）

2) 時間外保育事業

拡充

所管課：子育て支援課・保育課
当初計画：22頁

【事業概要】

保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。

【中間見直し後の取組の方向】

保育所等の整備量の拡大や需要に応じ整備を実施します。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	76か所
当初計画	83か所
見直し後	施設整備にあわせて拡充
増減	—

3) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）

拡充

所管課：育成課・子育て支援課

当初計画：23頁

【事業概要】

放課後帰宅しても保護者の就労又は疾病等の理由で適切な監護を受けられない小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。

また、小学校内を中心に各小学校区域内に学童保育クラブを設置するとともに、放課後子ども総合プランを推進していきます。

【中間見直し後の取組の方向】

児童の安全・安心のため、実際のニーズを踏まえ、原則学校内に整備を行っていく方向性を継続し、着実に拡充を図っていきます。

【中間見直し後の目標事業量】

	入会児童数
計画開始時	3,796人
当初計画	4,896人
見直し後	(変更なし)
増減	1,100人

※増減の起点は、実績の把握ができる平成26年4月1日としています。

※増減は、起点と終点との単純な差引であり、実際のニーズを踏まえて整備を行っていきます。

4-1) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

当初計画：25頁

【事業概要】

保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。

【中間見直し後の取組の方向】

利用者のニーズ、状況にあわせてサービスが提供できるよう、検討を継続していきます。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	1か所
当初計画	1か所
見直し後	(見直しなし)
増減	—

4-2) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課
当初計画：25頁

【事業概要】

残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後10時まで）の保育を実施します。

【中間見直し後の取組の方向】

利用者のニーズ、状況にあわせてサービスが提供できるよう、検討を継続していきます。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	1か所
当初計画	1か所
見直し後	(見直しなし)
増減	—

5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

拡充

所管課：育成課・子育て支援課
当初計画：26頁

【事業概要】

子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。

【中間見直し後の取組の方向】

利用者が利用しやすいような事業内容や周知方法について事業者の協力を得ながら検討するとともに、事業者間の情報共有を積極的に促します。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	36か所
当初計画	51か所
見直し後	(変更なし)
増減	15か所

6) 一時預かり事業

拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育課
当初計画：24頁

【事業概要】

一時預かり事業は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所などで一時的に子どもを保育します。

また、訪問型一時保育事業は、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。

【中間見直し後の取組の方向】

保育所等での一時預かり事業については、整備等にあわせた拡充を継続します。幼稚園等での一時預かり事業については、就労等により保育施設等の利用を希望する（2号認定）際の選択肢となるよう、事業者の協力を得ながら内容を検討、実施します。

【中間見直し後の目標事業量】

①保育所等

	実施箇所数
計画開始時	26か所
当初計画	42か所
見直し後	(変更なし)
増減	16か所

②幼稚園等

	実施箇所数
計画開始時	29か所
当初計画	29か所
見直し後	(変更なし)
増減	—

7) 病児・病後児保育事業

拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育課
当初計画：22頁

【事業概要】

保育所に在籍中等の子どもが病期中や病後であり、集団保育が困難な場合に、医療機関や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもを保育します。

また、訪問型病後児保育事業は、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。

【中間見直し後の取組の方向】

保育所等の整備量の拡大に応じ整備を実施します。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	9か所
当初計画	10か所
見直し後	10~11か所
増減	1~2か所

8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

拡充

所管課：育成課
当初計画：24頁

【事業概要】

区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。

【中間見直し後の取組の方向】

実態にあわせて、事業内容の周知や、サポート会員の登録数の少ない地域での、積極的なPRを継続します。

【中間見直し後の目標事業量】

	年間延べ利用人数
計画開始時	4,981人
当初計画	5,691人
見直し後	(変更なし)
増減	710人

※増減の起点は、実績の把握ができる平成25年度の実績としています。

9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

所管課：子ども家庭支援課・保健センター
当初計画：36頁

【事業概要】

出生通知票を基に助産師・保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、体重を測定しながら育児上の心配ごとや産後の体調のことなどの相談に乗り、育児不安の解消を図ります。

【中間見直し後の取組の方向】

乳児の成長を確認するとともに、保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、すべての家庭への訪問を目指し多様な方法でアプローチしていきます。

【中間見直し後の目標事業量】

	平成27～31年度	
	訪問件数	実施体制（訪問指導員数）
計画開始時	—	21人
当初計画	3,381人	21人
見直し後	(変更なし)	23人
増減	—	2人

※訪問件数は、平成31年度末の見込み数値

10) 養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）

所管課：子ども家庭支援課
 当初計画：68頁

【事業概要】

特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。

【中間見直し後の取組の方向】

支援の必要性、継続性に応じたサービス提供について、検討を継続します。

【中間見直し後の目標事業量】

	実施箇所数
計画開始時	4か所
当初計画	4か所
見直し後	5か所
増減	1か所

11) 妊婦健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課
 当初計画：35頁

【事業概要】

妊婦健康診査 14回と超音波検査費用の一部を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。

【中間見直し後の取組の方向】

「ゆりかご葛飾（葛飾版ネウボウ）」の一環として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を継続します。

【中間見直し後の目標事業量】

	平成27～31年度	
	実施回数	初回健診数
当初計画	妊婦健診：14回 超音波検査：1回	3,656人
見直し後	(変更なし)	(変更なし)

※初回健診数は、平成31年度末の見込み数値

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規

所管課：子育て支援課
当初計画：32頁

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成します。

【中間見直し後の取組の方向】

認可保育所等における実態確認や社会動向を踏まえ、実費徴収に関する考え方を整理した上で、必要に応じて既存園等と協議していきます。

13) 多様な主体の参入促進事業

新規

所管課：育成課
当初計画：30頁

【事業概要】

保育所などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進します。

【中間見直し後の取組の方向】

必要に応じて事業者等と協議を行い、事業のあり方について検討していきます。

6. 子ども・子育て会議での意見等

葛飾区子ども・子育て会議は、平成 28 年度末に 2 年の任期が終了しました。平成 29 年度からは約半数の委員が入れ替わり、新たなメンバーにてスタートしました。

新体制としての主要な検討課題は「子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し」であり、内閣府より発出された「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）」を参考としながら、活発なご議論をいただきました。

今回の見直し対象は「保育の確保方策（待機児童の解消）」や「地域子ども・子育て支援事業（13 事業）」でしたが、広く子育て支援事業全般に係るご議論もあり、見直し計画には反映できなかったご意見も、多くいただいたところです。

これらのご意見は、所管課等に情報提供するとともに、次期計画（平成 32 年度～）策定時の参考としてまいります。

【計画見直しに直接反映できなかったご意見等（一部）】

- * 家庭での子育てにもっと父親が参画しやすくなるように、育児講座や支援事業に工夫をしてほしい（ネウボウ面接への参加等）。
- * 子育てサービスの拡充にあたっては、保護者ニーズへの対応が中心となるだろうが、その基盤として、子どもの気持ちを考えた、子ども目線の支援事業であってほしい。
- * 様々な支援事業が提供されているが、区内のどの地域に住んでいても、利用したいときに利用できるよう、拡充してほしい。
- * 事業の拡充だけでなく、子育て家庭に必要な知識（衛生管理、病気の予防）や、働く保護者が活用できる制度（育休延長や看護休暇制度等）の周知など、保護者の学びの場の充実を求める。
- * 子どもの成長にあったタイミングでの支援事業（出産後に両親学級を実施する等）を求める。
- * 「寄り添う支援」のあり方として、家庭状況を理解し、子育て家庭の思いをしっかりと受け止めた上でのアドバイスができる職員の育成を求める。
- * 困難を抱える家庭に対しては、サービス提供をきっかけとして自立し公的支援を離れられるよう、必要に応じてアドバイスを受けられる仕組みがあると良い。
- * 事業を通じて、生活困窮家庭等、真に支援が必要な方へのアプローチを強化してほしい。

參考資料

1. 中間見直し計画の策定経過

<子ども・子育て会議>

開催年月		議題
第19回 子ども・子育て会議	平成29年6月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て会議の役割・運営について ○ 葛飾区の現況 ○ 子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて ⇒ 見直しの必要性及び見直し範囲について、児童人口・支給認定割合等の実績についてご議論いただきました。 ○ 新たな取り組みについて
第20回 子ども・子育て会議	9月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度整備施設について ○ 子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて ⇒ 作業部会での検討結果を基に、保育の量の見込みと確保方策に関する見直しについてご議論いただきました。 ○ その他
第21回 子ども・子育て会議	10月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援事業計画実施状況について ○ 子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて ⇒ 作業部会での検討結果を基に、地域子ども・子育て支援事業に関する見直しについてご議論いただきました。 ○ その他
第22回 子ども・子育て会議	平成30年1月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて ⇒ 公表用資料について、ご議論いただきました。 ○ その他

<作業部会>

開催年月		議題
第1回 作業部会	平成29年8月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の量の見込みと確保方策について、実績及び見直し案をご提示しご議論いただきました。また、連携施設としての幼稚園についての今後の取り組みについてもご議論いただきました。
第2回 作業部会	10月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて、事業一つひとつの計画期間中の取り組み方針等について、ご議論いただきました。

2. 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

葛飾区子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日
条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は第3条第2項第1号に掲げる者のうちから区長が指名し、副会長は互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

No	氏名	所属団体等	区分
◎ 1	太田 光洋	長野県短期大学幼児教育学科教授（～30年3月） 長野県立大学健康発達学部こども学科教授（30年4月～）	学識経験者
○ 2	加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科准教授	
3	阿部 恵	道灌山学園保育福祉専門学校保育部長	
4	浅川 弘人	東京商工会議所葛飾支部	事業者・団体等
5	石橋 健一	葛飾区子ども会育成会連合会	
6	岩立 雅子	公益社団法人葛飾区歯科医師会	
7	上田 郁子	かつしか女性会議	
8	浦岡 秀次	葛飾区自治町会連合会	
9	黒沢 富子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	
10	佐野 靖子	葛飾区障害者福祉連合会	
11	篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク	
12	鈴木 秀史	葛飾区私立学童保育クラブ連合会	
13	田牧 邦江	葛飾区青少年委員会	
14	津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	
15	福島 一雄	児童養護施設（社会福祉法人共生会）	
16	星 英壽	葛飾区私立保育園経営者協議会	
17	町山 芳夫	葛飾区私立幼稚園連合会	
18	三尾 仁	一般社団法人葛飾区医師会	
19	山口 千晴	葛飾区私立保育園連盟	
20	山崎 貞治	葛飾区私立幼稚園連合会	
21	山田 伸子	連合葛飾地区協議会	
22	大橋 寛子	公募区民	区民
23	谷本 綾乃	公募区民	
24	坪井 博一	公募区民	
25	寺瀬 綾子	公募区民	

（事業者・団体等、区民は五十音順）

◎：会長、○：副会長

葛飾区
子ども・子育て支援事業計画
中間見直し計画

平成30年 3月

発行 葛飾区
〒124-8555
東京都葛飾区立石5-13-1
電話 03-3695-1111 (代表)
<http://www.city.katsushika.lg.jp/>